

○栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成10年3月31日

規則第12号

注 平成31年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年栄町条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前説明)

第2条 条例第3条第2項に規定する事前説明は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 事業の概要等を記した標識(別記第1号様式)を、小規模埋立て等に供する区域の見やすい場所に、次号の規定による事前説明会を開催する日前30日以上設置しておくこと。
- (2) 周辺関係者に対する事前説明会を開催すること。

2 前項第2号の事前説明会には、何人の出席を妨げないものとする。この場合において、事業者は、次の各号に掲げる者(小規模埋立て等に供する区域の所有者を除く。)に対しては、前項第2号の事前説明会の開催の周知に特に努めなければならない。

- (1) 隣接地の土地所有者(小規模埋立て等に供する区域に接する土地(当該区域に道路又は水路(以下「道路等」という。))が接している場合は当該区域と道路等の境界線から当該道路等に接している土地との境界線までの距離が6m未満となる土地及び当該区域の所有者と当該区域に接している土地の所有者が同一の場合は当該区域と当該土地の境界線から当該土地と接している土地との境界線までの距離が6m未満となる土地)の所有者(当該土地の所有権を有する者が2人以上いる場合は、それら有する者のいずれか)をいう。第4条第2項第12号において同じ。)
- (2) 周辺住民(小規模埋立て等に供する区域から50mの区域に居住する者をいう。)
- (3) 水利権者等(小規模埋立て等に供する区域に接する水利の管理者等をいう。第4条第2項第12号において同じ。)

(令6規則14・一部改正)

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第6条第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、

成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し認定の可否を決定し、その旨を公共的団体認定（不認定）通知書（別記第3号様式）により、申請書に通知するものとする。

（平31規則9・一部改正）

（許可の申請）

第4条 条例第7条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て等許可申請書（別記第4号様式）とする。

2 条例第7条第1項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し（事業者が法人の場合にあつては、登記事項証明書）
- (2) 小規模埋立て等に供する区域の位置図及び付近の見取図
- (3) 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。）
- (4) 小規模埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
- (6) 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書
- (7) 土地所有者と事業者との契約書の写し
- (8) 土地所有者及び事業者の印鑑登録証明書

- (9) 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (10) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (11) 小規模埋立て等に供する区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（別記第5号様式）、地質分析結果証明書（別記第6号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り。以下同じ。）（町長が必要と認める場合に限る。）
- (12) 小規模埋立て等に供する区域の周辺関係者（隣接地の土地所有者、当該区域から50mの区域内に居住する世帯の世帯主及び水利権者等をいう。）の承諾書
- (13) 事前説明会報告書（別記第7号様式）
- (14) その他町長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第7条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等（一時たい積）許可申請書（別記第8号様式）とする。
- 4 条例第7条第2項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号、第2号、第4号、第7号、第8号、第9号、第11号、第12号、第13号及び第14号に掲げる書類及び図面
- (2) 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
- 5 町長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により申請があったときは、その内容を審査し事業の可否を決定し、申請者に対し、小規模埋立て等（一時たい積）許可（不許可）決定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。
- 6 申請者は、前項に規定する決定があるまでの間は、申請を取り下げることができる。
- （令6規則14・一部改正）
- （構造上の基準）
- 第5条 条例第8条第1項第1号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、一時たい積の場合にあっては、別表第3に定めるとおりとする。
- （構造上の基準に係る適用除外）
- 第6条 条例第8条第2項の規則で定めるものは、別表第1に掲げる行為とする。
- （変更の許可の申請等）
- 第7条 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、氏名（事業者が法人の場合に

あつては、名称及び代表者の氏名)、住所、小規模埋立て等に使用される土砂等の量若しくは採取場所又は土砂等の搬入計画の変更とする。

- 2 条例第9条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て等(一時たい積)変更許可申請書(別記第10号様式)とする。
- 3 条例第9条第2項の規則で定める書類及び図面は、第4条第2項各号及び第4項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。
- 4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模埋立て等(一時たい積)変更届(別記第11号様式)を提出して行わなければならない。
- 5 条例第9条第2項の規定により申請があつたときは、その内容を審査しその結果を小規模埋立て等(一時たい積)変更許可(不許可)決定通知書(別記第12号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5000m³までごとに土砂等搬入届(別記第13号様式)を提出して行わなければならない。

- 2 条例第11条の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取元証明書(別記第14号様式)とする。
- 3 条例第11条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書とする。
- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第11条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(土砂等の量等の報告)

第9条 条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内(小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了したときは、条例第16条第2項又は条例第17条第1項の規定による届出の時)に、小規模埋立て等状況報告書(別記第15号様式)を提出して行わなければならない。

- 2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあつては、条例第12条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週

間以内（小規模埋立て等を廃止し、中止し、又は完了したときは、条例第16条第2項又は条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模埋立て等（一時たい積）状況報告書（別記第16号様式）を提出して行わなければならない。

（地質検査等の報告）

第10条 条例第13条の規定による地質検査は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごと（条例第16条第2項の規定による廃止の届出又は条例第17条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日）に、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

（1） 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5mから10mまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点）の土壌について行うこと。

（2） 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

（3） 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第4に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあつては、条例第13条の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと（条例第16条第2項の規定による廃止の届出又は条例第17条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

3 条例第13条の規定による水質検査は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごと（条例第16条第2項又は条例第17条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

4 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあつては、条例第13条の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て等を開始した日から3月ごと（条例第16条第2項の規定による廃止の届出又は条例第17条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

5 条例第13条の規定による報告は、小規模埋立て等を開始した日から6月ごとに当該6月を

経過した日から1週間以内（条例第16条第2項の規定による廃止の届出又は条例第17条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、町長が指定する日まで）に、小規模埋立て等地質等検査報告書（別記第17号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所を記載した図面及び現場写真
- (2) 第1項及び第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び地質分析結果証明書
- (3) 前2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定結果証明書（別記第18号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

6 小規模埋立て等が一時たい積である場合にあっては、条例第13条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て等を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第16条第2項の規定による廃止の届出又は条例第17条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、町長が指定する日まで）に、小規模埋立て等地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

（標識）

第11条 条例第15条第1項に規定する標識の様式は、小規模埋立て等に関する標識（別記第19号様式）とする。

2 条例第15条第1項に規定する標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 小規模埋立て等の目的
- (3) 小規模埋立て等に供する区域の所在地
- (4) 事業者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
- (5) 小規模埋立て等の施工期間
- (6) 小規模埋立て等に供する区域の面積
- (7) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時たい積にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の氏名
- (9) 小規模埋立て等に供する区域の見取図
- (10) 条例第14条第2項に規定する関係書類等の縦覧場所
（小規模埋立て等の廃止等の届出）

第12条 条例第16条第2項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）廃止（中止）届（別記第20号様式）を提出して行わなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、条例第16条第4項の規定による確認を行い、小規模

埋立て等（一時たい積）廃止（中止）確認通知書（別記第 2 1 号様式又は別記第 2 2 号様式）により、その結果を当該届出者に通知するものとする。

3 条例第 1 6 条第 5 項の規定により必要な措置を講じた者は、その旨を別記第 2 3 号様式により町長に報告しなければならない。

（小規模埋立て等の完了の届出）

第 1 3 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）完了届（別記第 2 4 号様式）を提出して行わなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、条例第 1 7 条第 2 項の規定による確認を行い、小規模埋立て等（一時たい積）完了確認通知書（別記第 2 5 号様式又は別記第 2 6 号様式）により、その結果を当該届出者に通知するものとする。

3 条例第 1 7 条第 3 項の規定により必要な措置を講じた者は、その旨を別記第 2 7 号様式により町長に報告しなければならない。

（承継の届出）

第 1 4 条 条例第 1 8 条第 2 項の規定による届出は、小規模埋立て等（一時たい積）承継届（別記第 2 8 号様式）を提出して行わなければならない。

（措置命令）

第 1 5 条 条例第 1 9 条及び第 2 1 条に規定する措置命令は、措置命令書（別記第 2 9 号様式）により行なうものとする。

2 条例第 1 9 条又は第 2 1 条の規定により、措置命令を受けた者が、当該必要な措置を完了させたときは、その旨を別記第 3 0 号様式により町長に報告しなければならない。

（許可の取消し等）

第 1 6 条 条例第 2 0 条第 1 項に規定する許可の取消し及び停止命令は、それぞれ小規模埋立て等（一時たい積）許可取消通知書（別記第 3 1 号様式）及び小規模埋立て等（一時たい積）停止命令書（別記第 3 2 号様式）により行なうものとする。

（身分を示す証明書）

第 1 7 条 条例第 2 5 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書（別記第 3 3 号様式）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

（栄町土砂等による土地の埋立、盛土又はたい積行為の規制に関する条例施行規則の廃止）

2 栄町土砂等による土地の埋立、盛土又はたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成 2 年栄町規則第 2 2 号）は、廃止する。

附 則（平成 1 1 年 1 1 月 2 9 日規則第 3 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月4日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 2の項の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。

附 則（平成15年8月29日規則第33号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、「簡易保険福祉事業団」を削り、「労働福祉事業団」を「独立行政法人労働者健康福祉機構」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定、第4条第2項第1号及び第4号の改正規定、別表第1第19項の改正規定、別記第2号様式の改正規定、別記第4号様式の改正規定、別記第8号様式の改正規定、別記第10号様式の改正規定及び別記第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月17日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条第2項第9号及び第6条）

（平31規則9・令6規則14・一部改正）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 土地改良法に基づく土地改良事業
- 3 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 4 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第10条第1項及び第12条第1項

- の規定による許可（同法第10条第2項及び第12条第2項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
 - 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
 - 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
 - 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
 - 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
 - 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
 - 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
 - 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
 - 13 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における許可を要する行為
 - 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
 - 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
 - 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
 - 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険地区内における許可を要する行為

- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 23 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 24 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 25 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 26 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第2（第5条）

（令6規則14・一部改正）

小規模埋立て等の構造上の基準

- 1 小規模埋立て等を行う区域の地盤が滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に小規模埋立て等を行う場合にあつては、埋立てを行う前の地盤と小規模埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 小規模埋立て等の高さ（小規模埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該小規模埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		小規模埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル(小規模埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル)以上の勾配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合にあっては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。
- 5 小規模埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に小規模埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 6 小規模埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

- 8 小規模埋立て等の行われる区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第5条）

（令6規則14・一部改正）

- 1 一時たい積事業が行われる区域の隣接地とたい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積によるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第4（第8条第4項及び第10条第1項第3号）

（平31規則9・令6規則14・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55・2、55・3又は55・4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2（規格65・2・7を除く。）に定める方法
ひ ^び 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省

	合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1・1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1・1・1—トリク	検液1リットルにつき1ミリグ	日本産業規格 K0125の5・1、5・

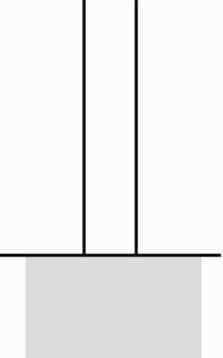
ロロエタン	ラム以下	2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2ートリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3ージクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67・2、67・3又は67・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34・1（規格34の備考1を除く。）若しくは34・4に定める方法又は規格34・1・1c)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47・1、47・3又は47・4に定める方法
1・4ージオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

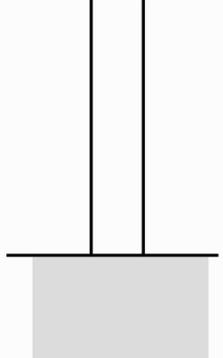
- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第6条第1号に規定する公共事業をいう。）のうち町長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に町長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 六価クロムの項目について、規格65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7に定める操作を行うものとする。
- 6 1・2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 7 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。
 - ア 規格34・4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。
 - イ 規格34・1・1c)に定める方法にあつては、注(2)第3文及び規格34の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

別 記第1号様式(第2条第1項)

← 90cm →	
小規模埋立て等に係る事業計画のお知らせ	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	
事業区域の目的	
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所 及び発生形態	
総搬入量	m ³
・事業の概要 ・生活環境の 保全対策 ・防災対策	
事前説明会の 実施日時・場所	
事業者	
上記計画についての問合せは、下記までご連絡ください。	
連絡先氏名	電話番号
又は名称	担当者
	標識設置 年 月 日



50cm以上



50cm以上

第2号様式(第3条第2項)

公 共 的 団 体 認 定 申 請 書

年 月 日

栄町長 様

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円(年 月 日現在)
(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 小規模埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為
- 2 登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第3号様式(第3条第3項)

栄町 指令第 号
年 月 日

様

栄町長 印

公共的団体認定通知書
不認定

年 月 日付けで申請のあった公共的団体の認定については、次のとおり決定する。

1 認定します。

所在地
名称
代表者名
設立年月日

2 認定しません。

理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栄町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栄町を被告として(訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第4条第1項)

(表)

小規模埋立て等許可申請書

年 月 日

栄町長 様

申請者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条第1項の規定により、小規模埋立て等の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積	地番	実測 m ²
小規模埋立て等に使用される土砂等の量及びその期間	土砂等の量 m ³ 年 月 日～ 年 月 日	
小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造 ……別添図面のとおり		
小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項……別添のとおり		
小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等に供する区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置 ……別添図面のとおり		
小規模埋立て等が施工されている間において、小規模埋立て等に供する区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置……別添、施工図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	1 住民票の写し(事業者が法人の場合にあつては、登記事項証明書)
	2 小規模埋立て等に供する区域の位置及び付近の見取図
	3 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図(小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。)
	4 小規模埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	5 小規模埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
	6 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書
	7 土地所有者と事業者との契約書の写し
	8 土地所有者及び事業者の印鑑登録証明書
	9 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
	10 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
	11 小規模埋立て等に供する区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書、地質分析結果証明書(町長が必要と認める場合に限る。)
	12 小規模埋立て等に供する区域の周辺関係者(隣接地の土地所有者、当該区域から50mの区域内に居住する世帯の世帯主及び水利権者等をいう。)の承諾書
	13 事前説明会報告書
	14 その他()

第5号様式(第4条第2項第11号及び第4項第1号、第8条第3項並びに第10条第5項第2号及び第6項)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名



連絡先電話

別添地質分析結果証明書(排水汚染状況測定結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質(表土・搬入・定期・廃止・完了) 排水(定期・廃止・完了)
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地質分析の場合 の 採 取 深 度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析結果証明書、排水汚染状況測定結果証明書に記載された番号等を記載すること。

地 質 分 析 結 果 証 明 書					
様			年 月 日		
			分析機関名 代 表 者 所 在 地 電 話 番 号 計量証明事業者の登録番号 環 境 計 量 士 担 当 者		
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により 検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。(検体区分)					
計量の対象	単 位	測定値	定 量 下 限 値	基準値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.003	
全シアン	mg/l			不検出	
有機燐	mg/l			不検出	
鉛	mg/l			0.01	
六価クロム	mg/l			0.05	
砒素	mg/l			0.01	
総水銀	mg/l			0.0005	
アルキル水銀	mg/l			不検出	
P C B	mg/l			不検出	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	
四塩化炭素	mg/l			0.002	
クロロエチレン	mg/l			0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	
チウラム	mg/l			0.006	
シマジン	mg/l			0.003	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	
ベンゼン	mg/l			0.01	
セレン	mg/l			0.01	
ふっ素	mg/l			0.8	
ほう素	mg/l			1	
1,4-ジオキサン	mg/l			0.05	
農用地 田に限る	砒素	mg/kg		15	含有 試験
	銅	mg/kg		125	
検体の性状	形 状			色	匂 い
備考					

第7号様式(第4条第2項第13号)

事前説明会報告書

年 月 日

様

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

下記の事業について、事業区域の周辺関係者に説明会を行なひましたので、報告しま
す。

記

- 1 説明会等の日時及び場所
- 2 説明会及び説明を受けた者(別紙出席者名簿)
- 3 説明会の内容その他の記録(別紙のとおり)

第8号様式(第4条第3項)

(表)

小規模埋立て等(一時たい積)許可申請書

年 月 日

栄町長 様

申請者

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第7条第2項の規定により、小規模埋立て等(一時たい積)の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

小規模埋立て等(一時たい積)に供される区域の位置及び面積	所在地 ほか 筆	小規模埋立て等に供される区域 実測 m ²
小規模埋立て等(一時たい積)に使用される土砂等の搬入、搬出量	年間の搬入予定量 m ³ 年間の搬出予定量 m ³	1日平均 m ³ 1日平均 m ³
小規模埋立て等(一時たい積)の実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
小規模埋立て等(一時たい積)に供する施設及び土砂等のたい積の構造 ……別添図面のとおり		
小規模埋立て等(一時たい積)に供される埋立て事業区域の表土の地質の状況 ……別添のとおり (表土と小規模埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合 ……別添図面のとおり)		

(裏)

添 付 書 類	1 住民票の写し(事業者が法人の場合にあっては、登記事項証明書)
	2 小規模埋立て等(一時たい積)に供する区域の位置図及び付近の見取図
	3 小規模埋立て等に供される区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	4 土地所有者と事業者との契約書の写し
	5 土地所有者及び事業者の印鑑登録証明書
	6 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に 該当することを証する書面
	7 小規模埋立て等に供する区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取 した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書、地質分析結果証明書(町 書長が必要と認める場合に限る。)
	8 小規模埋立て等に供する区域の周辺関係者(隣接地の土地所有者、当該区域から 50mの区域内に居住する世帯の世帯主及び水利権者等をいう。)の承諾書
	9 事前説明会報告書
	10 小規模埋立て等に供する区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大とな った場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
	11 その他()

第9号様式(第4条第5項)

栄町 指令第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)許可
不許可 決定通知書

住所
氏名 様

栄町長 印

年 月 日付けで申請のあった小規模埋立て等(一時たい積)許可については、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の規定により、

下記の条件を付して許可する。

下記の理由により許可しない。

記

1 許可
条件

千葉県条例(土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉県条例第12号))を遵守すること。

2 不許可
理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栄町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栄町を被告として(訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第7条第2項)

(表)

小規模埋立て等(一時たい積)変更許可申請書

年 月 日

栄町長 様

申請者

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け栄町 指令第 号で許可を受けた事項について変更し
たいので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9
条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更した事項の 内 容		
変 更 の 理 由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。
	1 小規模埋立て等に供される区域の位置図及び付近の見取図
	2 小規模埋立て等に供される区域の平面図及び断面図(小規模埋立て等の施工前後の構造が確認できるものに限る。一時たい積の場合にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
	3 小規模埋立て等(一時たい積)に供される区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	4 小規模埋立て等の構造上の基準に適合していることを証する書面
	5 小規模埋立て等に供される区域の表土の地質検査を行った地点の位置及び地質分析結果証明書(一時たい積の場合で土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図)
	6 土質試験等に基づき小規模埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書
	7 擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
	8 小規模埋立て等が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
9 その他()	

第11号様式(第7条第4項)

小規模埋立て等(一時たい積)変更届

年 月 日

栄町長 様

届出者

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け栄町 指令第 号で許可を受けた事項について変更したので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
住 所 (所 在 地)		
氏 名 (名 称)		
法 人 の 代 表 者		
小規模埋立て等に使用される土砂等の量 (一時たい積事業の場合は、搬入、搬出の予定量)		
小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所		
小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入計画		

注)住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票又は戸籍抄本を、法人の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

第12号様式(第7条第5項)

栄町 指令第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)変更^{許 可}_{不許可}決定通知書

住所
氏名 様

栄町長 

年 月 日付で申請のあった小規模埋立て等(一時たい積)変更許可については、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条第1項の規定により、下記の条件を付して許可する。
下記の理由により許可しない。

記

1 許 可
条 件

2 不許可
理 由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栄町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栄町を被告として(訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第8条第1項)

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

栄町長 様

届 出 者

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

年 月 日付け栄町 指令第 号で許可を受けた事業について土砂等
を搬入したいので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に防止に関す
る条例第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 土砂等の採取場所

2 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂
等の採取場所の現場写真……別添のとおり

3 土砂等の採取工事名等

4 土砂等の全体搬入量 m^3
うち今回の搬入量 m^3

5 土砂等の搬入期間 年 月 日～ 年 月 日

6 土砂等の搬入の事業者名

第14号様式(第8条第2項)

土 砂 等 採 取 元 証 明 書

年 月 日

様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者

電話番号

担当者

次の工事現場から発生する土砂について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 施 工 期 間	
当該工事に係る土砂発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂の量	m ³ (5,000m ³ 以内)
発生土砂の地質分析結果 証 明 書 の 有 無	
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂運搬契約者名	住 所 氏 名
発生土砂最終処分事業者名	住 所 氏 名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1に規定する区分を記載すること。

第15号様式(第9条第1項)

小規模埋立て等状況報告書

年 月 日

栄町長 様

報告者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条の規定により、小規模埋立て等の状況を次のとおり報告します。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号				
小規模埋立て等に供する区域の面積	m ² (うち実施済面積 m ²)				
小規模埋立て等に使用される土砂等の量	m ³ (うち実施済量 m ³)				
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
採取場所・排出事業者名	採取計画量 m ³	今回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

第16号様式(第9条第2項)

小規模埋立て等(一時たい積)状況報告書

年 月 日

栄町長 様

報告者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条の規定により、小規模埋立て等の状況を次のとおり報告します。

小規模埋立て等 (一時たい積) 許可	年 月 日 栄町 指令第 号				
	採取場所・排出事業者名	前回までの 処分残量 m^3	月 日 ~ 月 日		たい積場所 区分の有無
搬入量 m^3			搬出量 m^3		

第17号様式(第10条第5項)

小規模埋立て等地質等検査報告書

年 月 日

栄町長 様

報告者

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条の規定により、地質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号
土砂等及び排水の採取場所……別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析結果証明書……別添のとおり	
排水汚染状況測定結果証明書……別添のとおり	

排水汚染状況測定結果証明書				
年 月 日 年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。(検体区分)			分析機関名 代表者 所在地 電話番号 計量証明事業者の登録番号 環境計量士 担当者名	
項 目	単 位	測定値	定 量 下 限 値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			
全シアン	mg/l			
有機燐	mg/l			
鉛	mg/l			
六価クロム	mg/l			
砒素	mg/l			
総水銀	mg/l			
アルキル水銀	mg/l			
P C B	mg/l			
ジクロロメタン	mg/l			
四塩化炭素	mg/l			
1,2-ジクロロエタン	mg/l			
1-1-ジクロロエチレン	mg/l			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			
トリクロロエチレン	mg/l			
テトラクロロエチレン	mg/l			
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			
チウラム	mg/l			
シマジン	mg/l			
チオベンカルブ	mg/l			
ベンゼン	mg/l			
セレン	mg/l			
ふっ素	mg/l			
ほう素	mg/l			
1,4-ジオキサン	mg/l			
銅	mg/l			
浮遊物質量	mg/l			
水素イオン濃度指数	—		—	
備考				

第19号様式(第11条第1項)

120cm	
小規模埋立て等に関する標識	
小規模埋立て等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号
小規模埋立て等の目的	
小規模埋立て等に供する区域の所在地	
事業者の住所 氏名、連絡先	住所(所在地)
	氏名(名称)
	連絡先
小規模埋立て等の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
小規模埋立て等に供する区域の面積	小規模埋立て等に供する区域の見取図
土砂等の採取場所及び搬入予定量(小規模埋立て等(一時たい積)は土砂等の年間の搬入・搬出予定量)	
現場責任者の氏名	
関係書類等の縦覧場所	
50cm以上	

90
cm

第20号様式(第12条)

小規模埋立て等(一時たい積)廃止(中止)届

年 月 日

栄町長 様

届出者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

小規模埋立て等を廃止(中止)したので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号
小規模埋立て等事業期間等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 (中止期間 年 月 日)
小規模埋立て等を廃止した場合は小規模埋立て等に供した区域の構造 ……別添図面のとおり	
小規模埋立て等を中止した場合は、小規模埋立て等に供した区域以外の地域への当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置……別添施工図面のとおり	
一時たい積事業のうち土砂等がたい積されている面積 m ²	

第21号様式(第12条第2項)

第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)廃止(中止)
確認通知書

住所
氏名 様

栄町長 

年 月 日付けで廃止(中止)届のあった小規模埋立て等(一時たい積)については、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第1項に規定する措置が講じられていると認められるので同条第4項の規定により通知します。

記

- 1 小規模埋立て等廃止(中止)年月日
年 月 日
- 2 小規模埋立て等(一時たい積)の許可を受けた年月日及び許可期間
年 月 日(栄町 指令第 号)
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 許可を受けた区域
栄町
- 4 確認年月日
年 月 日
- 5 中止の場合(中止期間)
年 月 日～ 年 月 日

第22号様式(第12条第2項)

第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)廃止(中止)
確認通知書

住所
氏名 様

栄町長 

年 月 日付けで廃止(中止)届のあった小規模埋立て等(一時たい積)については、下記のとおり栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第16条第1項に規定する措置が講じられていないと認められるので、同条第4項の規定により通知します。

記

1 災害発生等防止上必要な措置が講じられていないと認められる部分

2 措置結果報告

上記について必要な措置を講じたときは、当該措置についての報告をすること。

(措置結果図面及び写真添付)

第23号様式(第12条第3項)

年 月 日

栄町長 様

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

小規模埋立て等(一時たい積)廃止(中止)
に伴う災害発生等防止措置について

年 月 日付で通知のあったこのことについて、下記のとおり災害発
生等防止措置を講じたので報告します。

記

1 災害発生等防止上必要な措置の内容

2 措置完了年月日

年 月 日

第24号様式(第13条第1項)

小規模埋立て等(一時たい積)完了届

年 月 日

栄町長 様

届出者

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

小規模埋立て等(一時たい積)が完了したので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号
小規模埋立て等の期間	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した小規模埋立て等(一時たい積)に供した区域の構造 ……別添図面のとおりに	

第25号様式(第13条第2項)

第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)完了確認通知書

住所
氏名 様

栄町長 

年 月 日付けで完了届のあった小規模埋立て等(一時たい積)については、現地確認の結果、下記のとおり土壌の汚染がなく許可内容に適合していると認められるので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

記

- 1 小規模埋立て等(一時たい積)完了年月日
年 月 日
- 2 小規模埋立て等(一時たい積)の許可を受けた年月日及び許可期間
年 月 日(栄町 指令第 号)
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 許可を受けた区域
栄町 ほか 筆
- 4 小規模埋立て等(一時たい積)確認年月日
年 月 日

第26号様式(第13条第2項)

第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)完了確認通知書

住所
氏名 様

栄町長 印

年 月 日付けで完了届のあった小規模埋立て等(一時たい積)については、現場確認の結果、下記のとおり災害発生等防止上必要な措置が講じられていないと認められるので、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第17条第2項の規定により通知します。

記

1 災害発生等防止上必要な措置が講じられていないと認められる部分

2 措置結果報告

上記について必要な措置を講じたときは、当該措置についての報告をすること。
(措置結果図面及び写真添付)

第27号様式(第13条第3項)

年 月 日

栄町長 様

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

小規模埋立て等(一時たい積)完了に伴う災
害発生等防止措置について

年 月 日付けで通知のあつたこのことについて、下記のとおり災害発
生等防止措置を講じたので報告します。

記

1 災害発生等防止上必要な措置の内容

2 措置完了年月日

年 月 日

第28号様式(第14条)

小規模埋立て等(一時たい積)承継届

年 月 日

栄町長 様

届出者

住 所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第6条の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模埋立て等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号
承継前の事業者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継を証する書面……別添のとおり	

第29号様式(第15条第1項)

栄町 達第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住所
氏名 様

栄町長 印

あなたが栄町 で行っている小規模埋立て等(一時たい積)は、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反しているので、同条例第 条第 項の規定により下記の措置を講ずることを命ずる。

記

1 措置の内容

2 命令の理由

3 措置期限

年 月 日

4 そ の 他

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栄町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栄町を被告として(訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第30号様式(第15条第2項)

年 月 日

栄町長 様

住 所(法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

措 置 の 完 了 に つ い て

年 月 日付け栄町 達第 号で措置命令のあつたことについて、下
記のとおり措置を完了したので報告します。

記

1 必要な措置の内容

2 措置完了年月日

年 月 日

第31号様式(第16条)

栄町 達第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)許可取消通知書

住所
氏名 様

栄町長 印

年 月 日付け栄町 指令第 号で許可した小規模埋立て等(一時たい積)は、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反しているので、同条例第20条第1項の規定により、下記のとおり許可を取り消す。

記

小規模埋立て等(一時たい積)等の許可	年 月 日 栄町 指令第 号
小規模埋立て等(一時たい積)等の区域	
取消理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栄町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栄町を被告として(訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第32号様式(第16条)

栄町 達第 号
年 月 日

小規模埋立て等(一時たい積)停止命令書

住所
氏名 様

栄町長 印

あなたが栄町 で行っている小規模埋立て等(一時たい積)は、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反しているので、同条例第20条第1項の規定により、直ちに小規模埋立て等(一時たい積)を停止するよう、下記のとおり命令する。

記

1 命令の理由

2 その他

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、栄町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栄町を被告として(訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第33号様式(第17条)

(表)

	第 号	
	職 氏 名 生年月日	
	上記の者は、栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発 生の防止に関する条例第25条第1項の規定による立入検査を行う者 であることを証明する。	
	年 月 日発行	
	栄町長	印

(裏)

栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及 び災害の発生の防止に関する条例抜すい
(立入検査)
第25条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て 等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その 他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

別記第1号様式（第2条第1項）

第2号様式（第3条第2項）

（令4規則16・一部改正）

第3号様式（第3条第3項）

（平27規則18・一部改正）

第4号様式（第4条第1項）

（令4規則16・令6規則14・一部改正）

第5号様式（第4条第2項第11号及び第4項第1号、第8条第3項並びに第10条第5項第2号及び第6項）

第6号様式（第4条第2項第11号及び第4項第1号、第8条第3項並びに第10条第5項第2号）

（令6規則14・全改）

第7号様式（第4条第2項第13号）

（令4規則16・一部改正）

第8号様式（第4条第3項）

（令4規則16・一部改正）

第9号様式（第4条第5項）

（平27規則18・一部改正）

第10号様式（第7条第2項）

（令4規則16・令6規則14・一部改正）

第11号様式（第7条第4項）

（令4規則16・一部改正）

第12号様式（第7条第5項）

（平27規則18・一部改正）

第13号様式（第8条第1項）

（令4規則16・一部改正）

第14号様式（第8条第2項）

（令4規則16・一部改正）

第15号様式（第9条第1項）

（令4規則16・一部改正）

第16号様式（第9条第2項）

（令4規則16・一部改正）

第17号様式（第10条第5項）

(令4規則16・一部改正)

第18号様式(第10条第5項第3号)

(令6規則14・全改)

第19号様式(第11条第1項)

第20号様式(第12条)

(令4規則16・一部改正)

第21号様式(第12条第2項)

第22号様式(第12条第2項)

第23号様式(第12条第3項)

第24号様式(第13条第1項)

(令4規則16・一部改正)

第25号様式(第13条第2項)

第26号様式(第13条第2項)

第27号様式(第13条第3項)

第28号様式(第14条)

(令4規則16・一部改正)

第29号様式(第15条第1項)

(平27規則18・一部改正)

第30号様式(第15条第2項)

第31号様式(第16条)

(平27規則18・一部改正)

第32号様式(第16条)

(平27規則18・一部改正)

第33号様式(第17条)

(令6規則14・一部改正)